

## 第4回青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る危機対策本部会議 議事録

日時：令和5年1月4日（水）15：50～16：05

場所：第三応接室

### ○築田危機管理局次長

ただいまから、第4回青森県高病原性鳥インフルエンザの発生に係る危機対策本部会議を開催します。本日の手話通訳者は、障害福祉課 山上美紀さんです。

なお、上北地方支部長はオンラインでの参加となっています。

はじめに、農林水産部から本病への対応について報告いたします。

### ○赤平農林水産部長

それでは、資料に基づきまして、高病原性鳥インフルエンザ（今季県内2例目）の対応について御報告いたします。

資料1の発生農場の概要、経緯、制限区域の設定につきましては、前回報告済みですので割愛させていただきます。

資料2です。今回の防疫措置の概要を整理したものです。

1の発生農場の防疫措置としまして、殺処分につきましては、作業期間は約1か月を想定しておりましたが、15日で終了しており、殺処分羽数は139万2,228羽ということで、防疫計画より2万羽ほど増えており、国内過去最大規模であります。埋却につきましては、作業期間約1.5か月の想定が15日で終了。清掃・消毒につきましても、約0.5か月の想定が9日で終了しております。

以上を全て実施し、国と協議の上、発生農場の防疫措置を令和4年12月30日12時30分に完了しました。当初計画よりも短期間で終わられた要因といたしましては、作業をコントロールする家畜防疫員（獣医師）の態勢のほか、集合施設のキャパシティ、防疫資材とその運搬・運送手段といったボトルネックの解消が挙げられます。今回の場合は、この下のフローに示してありますとおり、県職員等と自衛隊は12月15日から防疫措置を開始し、自衛隊につきましては12月22日の午前中に撤収しております。その空いた集合施設のスペースに、スムーズに市町村、農林業関係団体及び建設業関係団体に入っただき、能力をあまり落とすことなく作業を続けた結果、前倒して殺処分作業が終えられ、そのことにより埋却作業及び清掃・消毒作業もマンパワーの配分がうまくいきまして、また、天候にも恵まれたことも一つの要因であり、スムーズに進んだということになります。

2の制限区域解除までの防疫措置ですが、今後、発生農場の消毒を1週間間隔で2回以上実施し、搬出制限区域の解除を1月14日頃、移動制限区域の解除を21日午前0時と見込んでおります。消毒ポイントにつきましては、発生農場のポイントは廃止しており、その他の3か所については、制限区域の解除まで引き続き24時間体制で運営してまいります。

資料3です。防疫作業への動員・人員派遣状況を整理しております。

殺処分、清掃・消毒が延べ6,731人で、そのうち、県職員等が延べ3,305人、市町村が延べ238人、農林業関係団体が延べ349人、建設業関係団体が延べ517人、自衛隊が延べ2,322人となっております。埋却につきましては、延べ767人のうち、その大半を上北農村整備建設協会から出していただいております。右側の表のその他の部分、処分鶏・鶏卵・飼料詰込と集合施設運営等で2,299人ということで、これらを合わせますと9,797人の動員という状況です。

資料4は、こうした一連の防疫対応をフローにしたものですので、説明は省略させていただきます。

資料5です。発生農場への支援対策を記載しております。

1の家畜伝染病予防法による手当金・交付金につきましては、発生農場に対して、患畜（検査した鶏）及び疑似患畜（殺処分した鶏）の評価額の3分の1又は5分の4の手当金、それに

特別手当金を加算して、評価額の10分の10、全額の補償となります。また、移動及び搬出制限生産者を対象とした支援措置として、売上減少又は飼料費、輸送費等増加額を国と県で全額交付いたします。県が負担した分につきましては、国がその5分の4を特別交付税措置することになっております。

2の金融相談窓口として、日本政策金融公庫では相談窓口を設置し、農場の経営再開を支援していくことになっております。

資料6は、風評被害対策です。

県内外の量販店や外食企業等45社（59か所）に対して、発生後の15日、また、防疫措置完了後の30日付けで通知しております。

資料7として、防疫措置完了後に実際に通知したものを添付しておりますので、参考としていただきたいと思います。

安全性のPRにつきましては、引き続き、ホームページ等で情報発信してまいります。

また、まん延防止対策につきましては、令和4年12月22日付けで、国から、発生県における全ての家きん飼養農場の緊急消毒を検討するよう通知があったことを受けて、県内全ての家きん飼養者に対して、12月23日付けで家畜伝染病予防法第30条に基づき緊急消毒命令をしております。実施期間は12月24日から31日までのいずれかの日、実施方法は消石灰等の散布による消毒となっております。また、初回消毒後も、家きん飼養者が、継続的に消毒を実施することを指導してまいります。

説明の方は、以上です。

○築田危機管理局次長

次に、上北地方支部から、今回の対応について報告いたします。

○石橋上北地方支部長

上北地方支部です。

今回の防疫作業に当たっては、年末のお忙しい中、11月の横浜町での対応に続き、県庁各課、他県民局からの職員の応援をいただいたこと、この場をお借りして感謝申し上げます。

特に、今回は、集合施設の運営等を支援していただいた三沢市をはじめ、殺処分の実施に当たっては、自衛隊の災害派遣に加え、各市町村や農林業関係団体、さらには建設業関係団体、そして埋設作業など作業全般にわたって御協力いただいた上北農村整備建設協会等、多くの方々の支援を受けて、無事終了することができました。心から感謝とお礼を申し上げます。

一方で、管内に3か所設置している消毒ポイントの運営については、受託団体により正月返上で実施されており、我々としましても、引き続き緊張感をもって対応してまいりますので、皆様の御協力をお願い申し上げます。

以上です。

○築田危機管理局次長

次に、環境生活部から野鳥に係る対応について報告いたします。

○石坂環境生活部長

環境生活部です。

当部では、令和4年12月15日に環境省が指定した野鳥監視重点区域において、同日以降、週3日を目安に、渡り鳥の飛来地等10か所で野鳥の生息状況や死亡野鳥などの状況調査を実施しており、これまでのところ異常は確認されておりません。

野鳥監視重点区域は、家きんの場合、「防疫措置完了日の翌日」を1日目とした28日目の24時、今回のケースでは1月27日の24時に解除されることから、それまでの間、監視活動を継続してまいります。

以上です。

○築田危機管理局次長

ここまでの説明に関しまして、質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本部長から指示事項とメッセージをお願いいたします。

○三村本部長

まず、指示事項です。

ただ今、農林水産部長から説明がありましたとおり、去る12月30日12時30分をもって、発生農場における防疫措置を完了させることができました。

寒さが続く過酷な環境の中で、昼夜を問わず、作業してくれた職員の皆さんを、心から慰労するとともに、全庁挙げて対応してくれたことに感謝します。本当にありがとうございました。

また、国内でも過去最大規模となる約139万羽の殺処分に加え、埋却や消毒といった一連の作業を、当初の見込みよりも早く、昨年内に完了させることができましたのは、ひとえに関係各位の皆様様の御協力のたまものであります。

この度の防疫措置では、集合施設の提供や運営など、三沢市から全面的な御支援をいただいたほか、上北農村整備建設協会には、昼夜を徹して埋却作業を実施していただきました。

また、殺処分等の実施に当たっては、自衛隊の災害派遣に加え、各市町村や農林業関係団体、さらには、青森県農村整備建設協会、一般社団法人青森県建設業協会三八支部、上北管内市町村の建設業協会といった建設業関係団体からも、年末の御多忙の中、職員を派遣していただいたところ です。

御協力を賜りました全ての関係者に、改めて心から感謝と御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

今シーズンは、全国各地で本病の発生が報告されるなど、依然として感染リスクが高い状況にあります。今後は、発生地域の清浄化とともに、本病への備えに万全を期すため、以下の5点について、的確に対応するよう指示します。

1点目、県内で家きんを飼養する全ての農場に対し、改めて、発生防止対策を徹底させ、特に、消石灰等の散布により継続的に農場内の消毒を行うよう指導すること。

2点目、今後も、県民に対して、正確な情報を迅速に提供し、風評被害の発生防止に努めること。

3点目、国と連携して原因究明を進め、得られた知見を家きん飼養者をはじめ関係者と共有し、今後の対策に生かすこと。

4点目、今後の大規模発生に備え、市町村や関係団体等と連携した防疫態勢の強化を図ること。

5点目、対応に当たった職員の心身のケアに配慮すること。

以上、対応に万全を期してください。

続いて、県民の皆様方へお話をさせていただきます。

去る12月30日12時30分をもって、国内でも過去最大規模となった発生農場の防疫措置を完了させることができました。

今後は、発生農場の定期的な消毒や、移動制限区域内の検査等を進めるとともに、引き続き、発生防止に万全を尽くしてまいります。

発生農場の採卵鶏及び鶏卵は全て埋却処分しており、感染のおそれのあるものが市場に流通することはありません。

なお、我が国では、これまで鶏肉及び鶏卵を食べたことにより、鳥インフルエンザが感染した事例は報告されていませんので、県民の皆様には、これまでどおり、青森県産の鶏肉、鶏卵の御愛用を何とぞお願いいたします。

また、家きん飼養者の皆様におかれましては、引き続き、飼養衛生管理を徹底していただき、特に、消石灰等を継続的に散布するなど、農場内の消毒に万全を期してください。  
さらに、早期発見・早期通報を徹底していただくよう、強くお願い申し上げます。

○築田危機管理局次長

以上をもちまして、本日の危機対策本部会議を終了します。